資料番号５－４

地域における権利擁護の支援体制に係る ワーキンググループ（WG２）	
令和８年７月30日	資料３

民法等改正法の施行後における地域連携ネットワークの機能（厚生労働省）

R8.7.13
専門家会議資料
（法務省作成）
から抜粋

民法等の一部を改正する法律（令和8年法律第45号）

令和８年６月24日公布

背景・必要性

- ○ 高齢化の進展、単独世帯の増加などの家族の在り方の変化により、成年後見制度・遺言制度についてのニーズの増加・多様化
- ○ 障害の有無にかかわらず自己決定権を尊重するとの理念の高まり
- ○ 所有者不明土地問題等の社会課題解決の観点から遺言の重要性の高まり
- ○ デジタル技術の進展・普及に対応した遺言制度の必要性

成年後見制度・遺言制度を更に使いやすくすることが喫緊の課題

【審議の経過】

令和6年	2月　法務大臣から法制審議会へ諮問 4月～民法（成年後見等関係）部会・民法（遺言関係）部会　調査審議開始
令和8年	2月　法制審議会において要綱取りまとめ、法務大臣に答申 4月　法律案閣議決定 6月　参議院本会議において法律案が可決・成立（令和８年６月24日公布）

法定後見制度　本人の事理弁識能力が不十分である場合に、家庭裁判所が選任した者が本人を支援する制度

※現行の制度は、事理弁識能力の程度によって、利用できる制度を画一的に法定

対象者の能力	不十分		著しく不十分		欠く常況	
制度	補助		保佐		後見	
支援者	補助人		保佐人		後見人	
支援内容	特定の行為の代理	法定の重要な財産行為のうちの一部の行為の取消し	特定の行為の代理	法定の重要な財産行為の取消し＋特定の行為の取消し	包括代理	日常行為以外の行為の取消し

主要な改正事項

成年後見制度

- ● 事理弁識能力を欠く常況にある者と認定されると後見人が包括的な代理権・取消権を有する制度しか利用できず、自己決定が必要以上に制限 ▶
  - ・本人に必要な事項について代理権・取消権を付与する制度（補助の制度）に一元化し、後見・保佐の制度を廃止 【民法7条、9条、11条】（新旧p2-8）
  - ・事理弁識能力を欠く常況にある者は、法定の重要な財産行為の取消権の仕組み（特定補助の仕組み）を選択することが可能 【民法10条】（新旧p6-7）
- ● 後見・保佐の制度は、事理弁識能力が回復しない限り利用をやめることができない ▶
  - ・利用の必要がなくなったときに制度利用を終了することが可能 【民法12条】（新旧p8-9）
- ● 交代が困難である等ニーズに合った保護を受けることができない ▶
  - ・選任時に本人の意思を尊重、意向の把握を義務化 【民法876条の2、876条の11】（新旧p32-33、38）
  - ・本人の利益のため特に必要があるときに補助人を解任することが可能 【民法876条の5】（新旧p34-35）

遺言制度

- ● 自筆証書遺言の手書きの負担大、デジタル化に未対応 ▶
  - ・パソコン等を用いて作成した遺言のデータやプリントアウトしたものを法務局に提供し、本人が対面で、又はウェブ会議を利用して遺言の全文を口述するなどして、法務局が遺言を保管する方式（保管証書遺言）の創設 【民法968条の2、遺言書保管法7条、8条】（新旧p47-48、149-152）
- ● 押印に関する慣行や法意識の変容 ▶
  - ・押印の任意化 【民法968条、970条、976条、979条、980条】（新旧p47-54）

※その他、任意後見契約、後見登記、家事事件手続、法務局における自筆証書遺言書の保管に係る手続等の見直しを含む。　等

施行日　成年後見制度：公布から２年６月を超えない範囲で政令で定める日　遺言制度：公布から１年（システム改修を要するものは３年）を超えない範囲で政令で定める日

１．地域連携ネットワークの機能（個別支援と制度の運用・監督）

○　地域連携ネットワークが担う機能には、権利擁護支援を行う３つの場面に対応した形で、福祉・行政・法律専門職など多様な主体の連携による「支援」機能と、家庭裁判所による「制度の運用・監督」機能がある。

		「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」の機能	
		福祉・行政・法律専門職など多様な主体の連携による「支援」機能	家庭裁判所による「制度の運用・監督」機能
権利擁護支援を行う３つの場面	権利擁護支援の検討に関する場面（成年後見制度の利用前）	**①「権利擁護の相談支援」機能** ○　各種相談支援機関が、本人や関係者からの相談を受け止め、地域の実情に応じて、中核機関や専門職と役割分担や連携を行い、権利擁護支援ニーズの確認と必要な支援へのつなぎを行う機能。 ・　本人・親族、支援関係者からの相談対応、成年後見制度や権利擁護支援の説明 ・　成年後見制度の利用が必要かどうかなど権利擁護支援ニーズの精査 ・　成年後見制度の適切な利用の検討や、必要な見守り体制・他の支援へのつなぎ	**①「制度利用の案内」の機能** ・　本人や関係者に対し、申立てなど家庭裁判所の手続を利用するために必要となる情報提供や、手続の案内（パンフレット等による制度の説明、統一書式の提供、ハンドブックやDVD等各種ツールの充実による手続理解の促進）
	成年後見制度の開始までの場面（申立の準備から後見人の選任まで）	**②「権利擁護支援チームの形成支援」機能** ○　中核機関や関係者が、専門職などと連携して作成した権利擁護支援の方針に基づき、地域の実情に応じて都道府県等のしくみを活用して、成年後見制度の申立て方法や適切な後見人候補者を調整しながら、本人を支える権利擁護支援のチーム体制をかたちづくっていく機能。 ・　権利擁護支援の方針（具体的な課題の整理、必要な支援の内容）の検討 ・　適切な申立ての調整（市町村長申立の適切な実施を含む） ・　権利擁護支援を行うことのできる体制づくりの支援（課題解決後の後見人等の交代も含めた初期方針の検討、適切な後見人等候補者や選任形態の検討・マッチング）	**②「適切な選任形態の判断」の機能** ・　権利擁護支援チームの形成支援機能により示された本人の意向や、対応すべき課題を踏まえた後見人等の候補者と選任形態などを含めた各事案の事情を総合的に考慮した後見人等の適切な選任
	成年後見制度の利用開始後に関する場面（後見人等の選任後）	**③「権利擁護支援チームの自立支援」機能** ○　中核機関や専門職が、地域の実情に応じて各種相談支援機関などと役割分担し、権利擁護支援チームが課題解決に向けた対応を適切に行うことができるよう、必要な支援を行う機能。 ・　チーム開始の支援（後見人等選任後における支援方針の確認・共有（支援内容の調整、役割分担）、モニタリング時期やチームの自立に必要なバックアップ期間等の確認） **＜チームによる支援の開始後、必要に応じて＞** ・　後見人等やチーム関係者などからの相談対応 ・　チームの支援方針の再調整（支援の調整、後見人等の交代や類型・権限変更の検討、中核機関や専門職による当該チームへの支援の終結に向けた確認など）	**③「適切な後見事務の確保」の機能** ・　後見人等が行う後見業務（財産管理、身上保護、意思決定支援のほか、報告書作成等の後見事務手続）の適切な遂行のため、後見人等への相談対応や助言 ・　必要に応じた指導や指示、監督処分 ・　権利擁護支援チームの自立支援機能によって確認された本人の状況や、後見人等の交代、類型・権限変更の検討や調整結果などを参考にした適切な交代や選任形態の見直し

２．３つの場面における中核機関の取組状況

調査対象：全1,741市町村　調査時点：令和7年４月1日

成年後見制度の利用前

権利擁護の相談支援

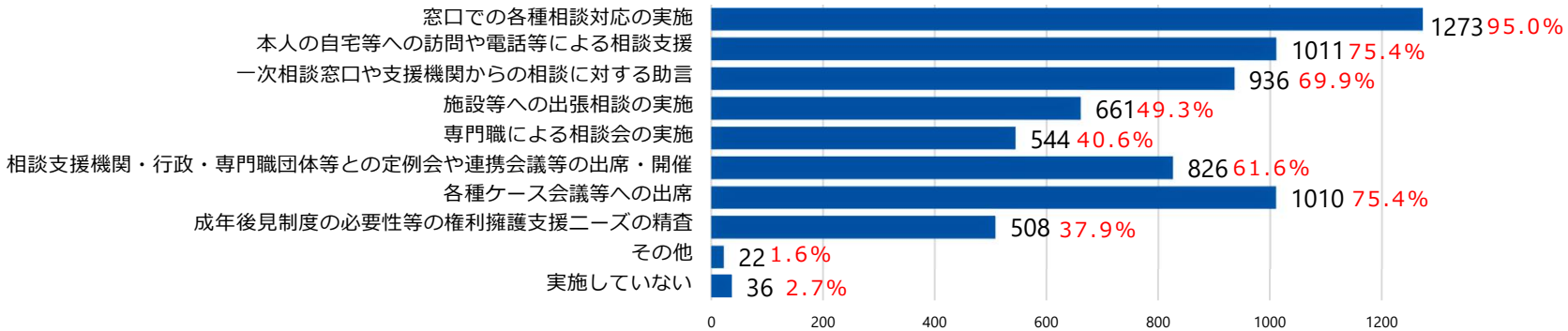

申立の準備から後見人等の選任まで

権利擁護支援チームの形成支援

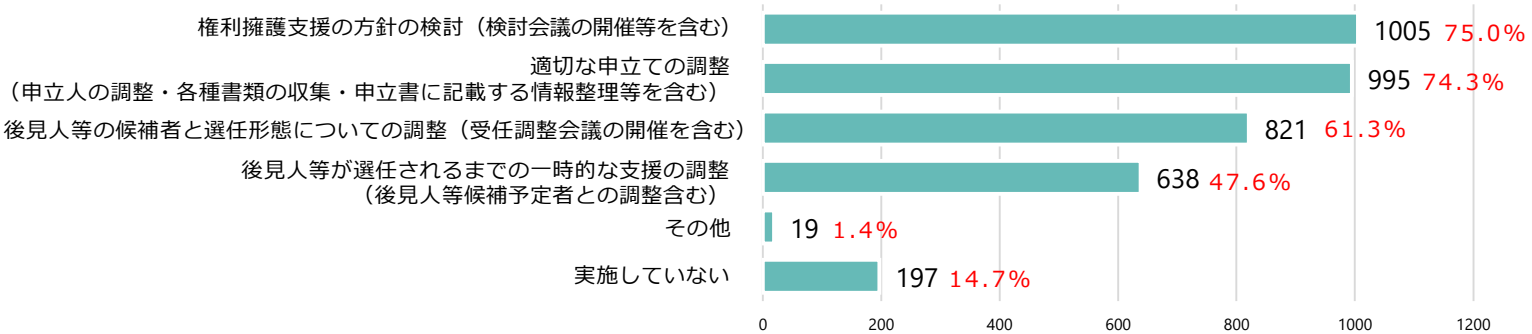

後見人等の選任後

権利擁護支援チームの自立支援

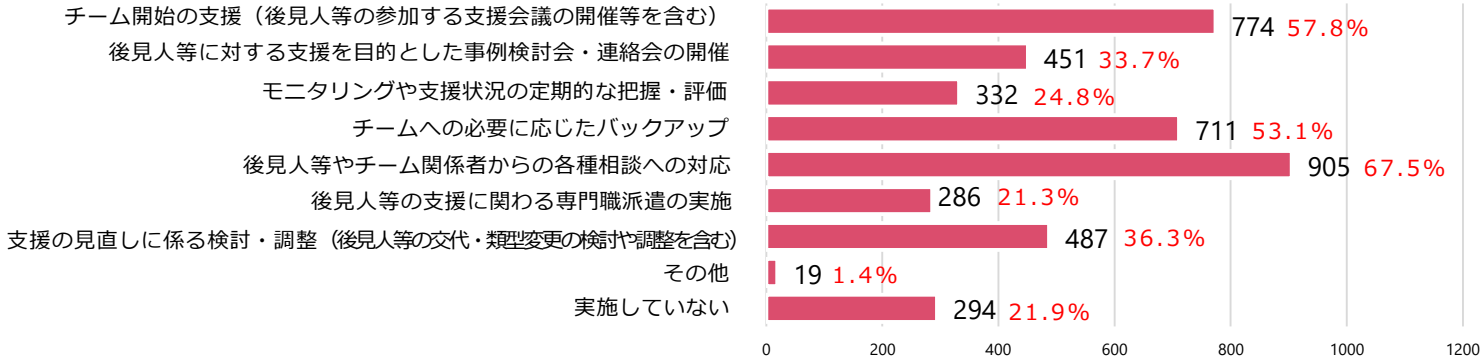

N＝1,340

出典：令和７年度 成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査結果

３．民法等改正法の施行後における地域権利擁護相談支援センターの役割

令和８年６月16日参議院法務委員会における政府答弁（抜粋）の要約

第二期成年後見制度利用促進基本計画では、中核機関を中心とした権利擁護支援の地域連携ネットワークにおける支援について、

①成年後見制度の利用前の場面で、相談を行い、必要な支援につなぐ機能

②成年後見制度の利用の開始までの場面で、成年後見制度の申立ての準備から後見人等の選任までを支援し、本人を中心とした支援チームを形作る機能

③成年後見制度の利用開始後の場面で、本人を中心としたチームが機能するよう支援する機能

の３つの場面に分けて整理している。

今般の民法改正法案が成立・施行した場合には、「成年後見制度の利用を終了した後」という新たな場面が生じることとなるが、現在の中核機関の役割に鑑みれば、制度利用終了後に関する相談への対応も、重要な役割になると考えられる。

具体的にどのような事務を行うかは、今後、成年後見制度利用促進専門家会議における議論等を踏まえて検討することになるが、中核機関が、新たな成年後見制度の利用終了後の支援も含めて、引き続き必要な機能を発揮できるよう、成年後見制度の見直しに対応した業務運営等に関するマニュアルを作成するなど適切に対応してまいりたい。

4　現状・課題及び論点

現状・課題

○　地域連携ネットワークの機能について、第二期計画では、

①成年後見制度の利用前の場面で、相談を行い、必要な支援につなぐ機能

②成年後見制度の利用の開始までの場面で、成年後見制度の申立ての準備から後見人等の選任までを支援し、本人を中心とした支援チームを形作る機能

③成年後見制度の利用開始後の場面で、本人を中心としたチームが機能するよう支援する機能

の3つに整理されていた。

○　民法等改正法の施行後は、制度の利用に当たり、「必要性」という観点での検討が求められることや、「成年後見制度の利用を終了した後」という新たな場面が想定されることなどから、地域連携ネットワークの役割や求められる機能については、これまでの整理も踏まえつつ、改めて整理が必要と考えられる。

論点

○　民法等改正法の施行後において、地域連携ネットワークの役割や求められる機能をどのように整理すべきか。